

別海町議会会議録

第1号（令和元年 7月29日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第51号 | 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第52号 | 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第53号 | 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第54号 | 町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第55号 | 工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設建築主体工事） |
| 日程第 9 | 議案第56号 | 工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設強電設備工事） |
| 日程第10 | 議案第57号 | 工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設弱電設備工事） |
| 日程第11 | 議案第58号 | 工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設空気調和設備工事） |
| 日程第12 | 議案第59号 | 工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設給排水衛生設備工事） |
| 日程第13 | 議案第60号 | 工事請負契約の締結について（町道別海床丹港線舗装修繕工事） |
| 日程第14 | 議案第61号 | 工事請負契約の締結について（町道本別誘導線改良舗装工事） |
| 日程第15 | 議案第62号 | 工事請負契約の締結について（恩根内地区農道改良舗装工事） |
| 日程第16 | 議案第63号 | 工事請負契約の締結について（給食センター外構工事） |
| 日程第17 | 報告第64号 | 工事請負契約の締結について（給食センター厨房工事） |
| 日程第18 | 報告第65号 | 工事請負契約の締結について（野付小学校屋内体育館外改修建築主体工事） |

○会議に付した事件

- | | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
|-------|------------|

- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 町長挨拶及び提出案件の概要説明
- 日程第 4 議案第 5 1 号 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 2 号 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 3 号 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 4 号 町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設建築主体工事）
- 日程第 9 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設強電設備工事）
- 日程第 1 0 議案第 5 7 号 工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設弱電設備工事）
- 日程第 1 1 議案第 5 8 号 工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設空気調和設備工事）
- 日程第 1 2 議案第 5 9 号 工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設給排水衛生設備工事）
- 日程第 1 3 議案第 6 0 号 工事請負契約の締結について（町道別海床丹港線舗装修繕工事）
- 日程第 1 4 議案第 6 1 号 工事請負契約の締結について（町道本別誘導線改良舗装工事）
- 日程第 1 5 議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について（恩根内地区農道改良舗装工事）
- 日程第 1 6 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について（給食センター外構工事）
- 日程第 1 7 報告第 6 4 号 工事請負契約の締結について（給食センター厨房工事）
- 日程第 1 8 報告第 6 5 号 工事請負契約の締結について（野付小学校屋内体育館外改修建築主体工事）

○出席議員（15名）

| | |
|-----------------|-------------------|
| 1 番 宮 越 正 人 | 2 番 横 田 保 江 |
| 3 番 田 村 秀 男 | 4 番 小 椋 哲 也 |
| 5 番 外 山 浩 司 | 6 番 大 内 省 吾 |
| 8 番 松 壽 孝 雄 | 9 番 今 西 和 雄 |
| 1 0 番 小 林 敏 之 | 1 1 番 瀧 川 榮 子 |
| 1 2 番 松 原 政 勝 | 1 3 番 中 村 忠 士 |
| 1 4 番 佐 藤 初 雄 | 副議長 1 5 番 戸 田 憲 悦 |
| 議 長 1 6 番 西 原 浩 | |

○欠席議員（1名）

7 番 木 嶋 悦 寛

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
教 育 長 伊 藤 多加志
福 祉 部 長 今 野 健 一
教 育 部 長 山 田 一 志
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 公 一
福 祉 部 次 長 青 柳 茂
建 設 水 道 部 次 長 伊 藤 一 成
綜 合 政 策 課 長 三 戸 俊 人
税 務 課 長 宮 本 栄 一
福 祉 課 長 干 場 みゆき
町 民 課 長 青 柳 茂
水 産 み どり 課 長 小 湊 昌 博
管 理 課 長 川 畑 智 明
事 業 課 長 伊 藤 一 成
病 院 事 務 課 長 小 川 信 明

副 町 長 佐 藤 次 春
総 務 部 長 浦 山 吉 人
建 設 水 道 部 長 山 岸 英 一
病 院 事 務 長 大 槻 祐 二
総 務 部 次 長 佐々木 栄 典
産 業 振 興 部 次 長 小 湊 昌 博
総 務 課 長 佐々木 栄 典
財 政 課 長 寺 尾 真 太 郎
防 災 交 通 課 長 麻 郷 地 聡
介 護 支 援 課 長 千 葉 宏
老 人 保 健 施 設 事 務 長 竹 中 利 哉
商 工 観 光 課 長 伊 藤 輝 幸
建 築 住 宅 課 長 田 畑 直 樹
上 下 水 道 課 長 外 石 昭 博
学 務 課 長 他 入 倉 伸 顕

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実

主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

10番 小 林 敏 之
12番 松 原 政 勝

11番 瀧 川 榮 子

◎開会宣言

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
会議に入ります前に申し上げます。
今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので申し上げます。
また、夏季における服装の軽装化が実施されております。
議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。
また、本日は、気温が上昇しておりますので、上着を脱ぐこともあわせて許可いたします。
ただいまから令和元年第2回別海町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
なお、欠席議員は、7番木嶋議員であります。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
10番小林議員、11番瀧川議員、12番松原議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

- 議長（西原 浩君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 町長挨拶及び提出案件の概要説明

- 議長（西原 浩君） 日程第3 町長から挨拶及び提出議案の概要について説明があります。
町長。
○町長（曾根興三君） 皆さん、おはようございます。
本日、令和元年第2回の町議会臨時会を招集させていただきました。
議員の皆様方におかれましては、時節柄大変御多用のところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。
きのう、きょうと大変よい天気恵まれてまして、ことしの一番草の収穫作業は、春先からの高温によって平年より7日早く収穫作業は終了したという報告もございます。

また、牧草そのものも例年よりも良質で量も多いというふうに聞いております。

二番草の状況につきましても平年より4日ほど早く生育しているということで、このような好天が続きまして、ことしの酪農情勢がさらに一步前へ進めれば、とそんなふうに願っているところでございます。

また、水産のほうですけれども、例年の計画よりも1日おくれて6月18日から操業開始となりましたホッカイシマエビ漁につきましても、当初の予定どおり7月25日で操業を終えました。

漁獲量は、前年比188%ということで25.8トン、金額で申し上げますと前年比141%ということで7,570万円となりました。

漁獲量が昨年を大幅に上回ったこともありまして、価格が昨年より25%ぐらい安くなったということで、皆様方にも購入しやすい、そういう価格ではなかったのかな、とそんなふうに思っているところでございます。

さて、本日の臨時議会提出案件は、条例の一部改正及び工事請負契約の締結についてでございます。

条例の改正でございます議案第51号から54号までのうち51・52・53号は、下水道料金、また、水道料金にかかわる条例の改正でございます。54号は、医療機関に係る手数料等の改正案でございますけれども、いずれも本年10月1日から施行される予定になっております消費税が10%に上がるということに合わせての条例改正でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、議案第55号から65号までの工事請負契約の締結についてでございますけれども、これは、予定価格が5,000万円を超えるということで本臨時会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、生涯学習センター建設にかかわる工事が5件、道路の舗装修繕及び改良舗装工事が3件、給食センターの外構及び厨房工事が2件、そして、野付小学校屋内体育館外改修建築工事が1件ということになっております。

この後、内容につきましては各担当課長から詳しく説明させていただきますので、御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶と議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております日程第4　議案第51号から日程第18　議案第65号までの15件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第4　議案第51号から日程第18　議案第65号までの15件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4　議案第51号

○議長（西原 浩君） 日程第4 議案第51号別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 議案第51号別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての内容を御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

本条例の改正は、令和元年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い下水道使用料の額を改めるため条例の一部を改正するものです。

金額につきましては税込み価格となっており、このたびの改正は、消費税率の引き上げ分に相当する金額の変更のみであり、税抜きの料金及び水量に関する条件などの変更はありません。

また、数値による内訳の説明は省略いたしますが、税抜き料金に消費税率10%分の金額を加え、円未満がある場合は切り捨てとしております。

それでは、議案の内容を説明いたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により御説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

表中の区分、計量排水につきましては、水道メーターによる計量を示しております。

用途ごとの説明は省略いたしますが、下線のついた金額部分のみの改正となります。

附則としまして、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

ただし、令和元年11月までの月分として徴収する下水道使用料は従前のおりとするものです。

以上で議案第51号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第51号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

家庭、あるいは事業所としては、この分負担がふえるということになるわけですね。

その根本は、これは町の責任というよりは国の制度の変更ということでありますから、そういう点を考慮をしつつもお聞きをしたいのですが、家庭用、それから業務用、それぞれ総体として負担がどのくらいふえるかということ、逆に言うと町に入るお金がどのくらいふえるのかということになるのですが、家庭、あるいは事業者の立場から負担がどうふえるのかということをお知らせいただきたいと思っております。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 御質問にお答えいたします。

まず、家庭用につきましてはどれくらいふえるかということでございますけれども、家庭

用で10立方メートルを1カ月に使ったと仮定しましての金額でございますけれども、ふえる額につきましては31円となります。

それと、業務用につきましては、1カ月に60立方メートル使用した場合につきましては差額が237円となります。

町に入るお金が幾らふえるかということですが、まず、下水道使用料につきましては年間約1億5,000万円ほど料金収入がございます。

そのうち2%がふえますので、年間で約300万円程度ふえることとなります。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） ほかに質疑ございますか。
（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。
これから討論に入ります。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。
これから採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第52号

○議長（西原 浩君） 日程第5 議案第52号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 議案第52号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての内容を御説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。

本条例の改正は、令和元年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い集落排水施設使用料の額を改めるため条例の一部を改正するものです。

金額につきましては税込み価格となっており、このたびの改正は、消費税率の引き上げ分に相当する金額の変更のみであり、税抜き料金及び水量に関する条件などの変更はありません。

また、数値による内訳の説明は省略いたしますが、税抜き料金に消費税率10%分の金額を加え、円未満がある場合は切り捨てとしております。

それでは、議案の内容を説明いたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により御説明いたします。

議案資料の3ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

表中の区分、計量排水につきましては、水道メーターによる計量を示しております。用途ごとの説明は省略いたしますが、下線のついた金額部分のみの改正となります。附則としまして、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

ただし、令和元年11月までの月分として徴収する集落排水施設使用料は従前のおりとするものです。

以上で議案第52号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第52号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件は、原案のおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のおり可決されました。

◎日程第6 議案第53号

○議長（西原 浩君） 日程第6 議案第53号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 議案第53号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案書の5ページをお開きください。

本条例の改正は、令和元年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い水道料金及びメーター使用料の額を改めるため条例の一部を改正するものです。

金額につきましては税込み価格となっており、このたびの改正は、消費税率の引き上げ分に相当する金額の変更のみであり、税抜きの料金及び水量等に関する条件などの変更はありません。

また、数値による内訳の説明は省略いたしますが、税抜き水道料金及びメーター使用料に消費税率10%分の金額を加え、円未満がある場合は切り捨てとしております。

それでは、議案の内容を説明いたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により御説明いたします。

議案資料の5ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

表中の区分、計量給水につきましては、水道メーターによる計量を示しております。用途ごとの説明は省略いたしますが、下線のついた金額部分のみの改正となります。

6ページ上段から7ページ中段までの付記については変更ありません。

また、7ページ下段から8ページ上段までがメーター使用料で、同じく下線のついた金額部分のみの改正となります。

附則としまして、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

ただし、令和元年11月までの月分として徴収する水道料金及びメーター使用料は従前のおおりのものです。

以上で議案第53号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第53号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

先ほどと類似した質問なのですが、今度は水道料金にかかわることですので、改めてお聞きをしたいと思います。

家庭用、業務用、営農用、浴場用、準公共、牧場用、臨時用、季節用とそれぞれ種類があるわけですが、それぞれ対象になる戸数がどういうことになっているのかということ、先ほどのようにこのぐらい使えばこうだという増額のサンプルが計算すれば出てくるのですが、大体標準的なものとして先ほどお答えになったのではないかとも思うので、そういう標準的な数字でどのぐらい料金が引き上がるのかということについてお聞きをしたいというのが1点ですね。

それから、2点目です。

このように下水道、水道、それぞれ公共料金が引き上がっていくということになるわけですが、これを含めて今後さまざまな公共料金を引き上げることになるのかなというふうに類推はしているのですが、そういう町民に対する影響、あるいは町内の経済に対する影響、この消費税の増税にかかわっての影響は、多分出てくるだろうと。

それに対しての町の対応策、経済を冷え込ませないようにする、あるいは町民の暮らしを維持していくという点での町の考え方ですね、それをお聞きしたいというふうに思います。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず初めにですね、1点目の戸数ということですが、平成31年3月末の戸数でお答えしたいと思います。

家庭用につきましては5,286件、業務用につきましては772件、営農用につきましては977件、浴場用につきましては4件、準公共は76件、牧場用は77件、臨時用は1件、季節用は112件となっております。

次に、それぞれの差額ということですが、まず、家庭用で10立方メートルを使

用し、メーターの口径について13ミリメートルでメーターボックスが設置されている場合で試算しますと、改定による差額が39円となります。

次に、業務用ですけれども、月に60立方メートル使用した場合には237円、営農用につきましては、月に300立方メートル使用した場合には600円、浴場用につきましては、月に400立方メートル使用した場合には772円、準公共につきましては、1立方メートル当たり4円、牧場用につきましては、月に10立方メートル使用した場合には20円、臨時用につきましては、月に30立方メートル使用した場合で180円、季節用につきましては、10立方メートル使用した場合で60円となります。

以上でございます。

○副町長（佐藤次春君） はい。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 2点目の御質問につきましては、私のほうからお答えしたいと思っておりますけれども、まず、今回の消費税率の10%への上昇分についての考え方ですけれども、御存じのとおり、病院、水道、それから下水道につきましては企業会計の原則ということですね、やはり、企業が独自の収入をもって独立採算をするというのが原則になっておりますので、これにつきましては、取り引きをする中で支出に対しても消費税がどうしてもかかってきますので、その分については、今回、法律に合わせて改正をせざるを得ないだろうという判断で、今回ですね、条例改正を上げました。

このことにつきましては、なるべく早く町民の皆さんにも改正の内容が伝わるようにということですね、今回の臨時会に提案をさせていただいたということでございます。

あと、そのほかの部分の考え方ですけれども、町におきましては、使用料、それから手数料が基本的には町民の皆さんから徴収するというものがありますけれども、現時点におきましては消費税率の改正をそのまま改正しようという考えは持っておりません。

ただし、消費税率がですね、今まで何回かにわたって改正の都度ですね、その使用料・手数料につきましても、その時点で正しい積算になっているか、そのことは随時協議をしたり、根拠についても調べてきておりますので、今回につきましてももう一度ですね、使用料や手数料が適正な額になっているのかということを全庁的に洗い出しをして、あるいは、ほかの市町村との金額的な比較をしながらですね、この機会に適正な使用料、あるいは手数料にしていきたいということで今検討しております。

したがって、消費税率がふえた分だけふえるという考え方でなくてですね、場合によっては、この際少し見直しをして、ふえるものも出てくるかもしれませんし、この機会に少し減るものも、減額されるものも出てくるかもしれません。

今、そういう作業をしておりますので、できましたら新年度ですね、令和2年度に向けて改正をしていきたいということで今準備をしているところでございます。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

先ほどの御答弁いただいた部分で、口径がそれぞれ13ミリ、20ミリとあるわけですが、これらの対象戸数についてちょっとお聞きをしていなかったかなというふうに思うのですが、それについてわかれば教えていただきたいと思います。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） お答えいたします。

口径ごとの戸数ということですが、本日、資料のほうを持ちあわせておりませんのでお答えすることができません。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 後ほどで結構ですから資料いただければというふうに思います。

町理事者のお考えにつきましては、非常に端的にお答えになられて、趣旨そのものはよくわかりました。

ありがとうございます。

○議長（西原 浩君） ただいま中村議員から水道料金改定についての資料請求がございましたが、所管から後ほど資料提出が可能ということでしたので、この後の休憩の際に配布することよろしいでしょうか。

○13番（中村忠士君） はい、結構です。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ありますか。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

先ほど中村議員のほうから受益者、町民の負担についての懸念を質問をされて、答えがあったわけですが、もちろん今回の値上げという部分は消費税に関する部分だと思っておりますが、それによって町としては収入も得られるということで、そういう意味では先ほど副町長が答弁された中に、これからの使用料も含めた考え方に1つの契機として取り組んでいきたいということ。

要するに受益者負担もあるけど、町民にとってのメリットも考えられるということで理解してよろしいのですか。

○副町長（佐藤次春君） はい。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） いわゆる企業会計、準公営企業もそうなのですが、その会計の中で取り引きする収入、支出について消費税が10%になるということですので、企業におきましては収入もふえますけども、それに伴って支出も消費税の分はふえていくということですが、

いわゆる企業会計以外の部分で言いますと、先ほど申し上げましたけど、使用料、手数料につきましては、基本的には使用した受益者にどのくらいの負担をしてもらうべきかと。

例えば、会館とかの使用料であれば、そこの使用料に対してですね、計算していくと、例えば1,000円かかるんだけども受益者の方には500円負担してもらうべきか、1,000円全部負担してもらうべきかというようなものをですね、性質的に今回見直しをしていきたいというふうに思っています。

例えば、燃料代がかかるですとか、電気代がかかるとか、これは、やはり基本的には受益者負担ということの原則はですね、やむを得ないのではないかと思いますけども、その

ほかに手数料、例えば、証明手数料ですとか、税のほうでのいろんな手数料ありますけども、証明書の発行の手数料とかですね、これらにつきましても、そこに従事する職員の人件費、それらをもう一度洗い直してですね、1件当たりどれぐらいの時間がかかって、もし、今と昔では時間のかかりようが違うとすればですね、先ほども申しあげましたけども減額になるものもあるかもしれないということで、もう一度積算も含めて洗い出して検討していきたいということでございます。

いずれにしてもそんなに大きくですね、3倍になったり4倍になったりとか、3分の1になったりとかということにはならないと思いますけれども、できるだけですね、今申しあげましたが、受益者負担の原則もありますけども、どのぐらい負担してもらうべきかということももう一度洗い出して検討していきたいと。

結果としては、町民の皆さんの負担の減になるものもあるかもしれませんが、例えば、使用料の中でも1時間単位で定めているようなもの、午前中、午後とかで定めているようなものですね、これにつきましても統一性を図っていくとか、そのようなこともこの機会に検討していきたいというふうに思っています。

場合によっては少し町民の皆さんの負担がですね、あるいは精神的な部分かもしれませんが軽減されるものも出てくるかもしれませんが、考え方としては大きくは変わらないのではないかとこのように思っています。

以上です。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございますか。
（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。
これから討論に入ります。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。
これから採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第54号

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第54号町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○病院事務課長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（小川信明君） 議案第54号町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案の8ページをお開きください。

本案につきましては、本年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い使用料及び手数料の一部を変更するものです。

議案の朗読等については省略し、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の9ページをお開きください。

町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の新旧対照表です。

対照表の右側が改正前、左側が改正後となっております、9ページが条文、10ページ以降、別表により個別の変更項目を記載しております。

今回の改正点としては、9ページの左側、改正後第3条第3号及び第4号ですが、別表の中に規定していた交通事故及び一般の自由診療単価を条文において規定するものです。

大きな改正点として、10ページ、改正後の1行目、第3条第3項ですが、別表中の金額を税込み表示から税抜き表示に変更し、条文の中で消費税及び地方消費税について規定するものです。

なお、これまでの税込み金額から消費税相当額を差し引いた額を端数調整しておりますが、死体検案料及び特殊診断書の金額については、近隣病院と比較した結果、およそ200円引き上げるものとなっております。

個々の項目ごとの説明は省略させていただきます。

附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上で議案第54号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第54号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第55号から日程第12 議案第59号

○議長（西原 浩君） 日程第8 議案第55号工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設建築主体工事）、日程第9 議案第56号工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設強電設備工事）、日程第10 議案第57号工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設弱電設備工事）、日程第11 議案第58号工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設空気調和設備工事）、日程第12 議案第59号工事請負契約の締結について（生涯学習センター建設給排水衛生設備工事）の5件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第55号から議案第59号の5件の内容について一括して説明させていただきます。

議案の12ページをお開きください。

議案第55号から19ページの議案第59号までの5件につきましては生涯学習センター建設関連工事で、各工事請負契約の締結に当たり予定価格がそれぞれ5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものがあります。

最初に、議案第55号の本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、生涯学習センター建設建築主体工事。
- 2、契約の方法、条件付一般競争入札による契約。
- 3、契約金額、21億7,800万円（内消費税及び地方消費税額1億9,800万円）。
- 4、契約の相手方、島影・近藤・みどり特定共同企業体、特定共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町別海99番地43、島影建設株式会社、代表取締役社長、島影輝雄、野付郡別海町別海旭町202番地の2、近藤建設株式会社、代表取締役社長、近藤裕幸、野付郡別海町西春別駅前西町46番地、みどり建工株式会社、代表取締役、庄司豊。

次に、本案の入札等の経過について御説明いたします。

入札の公告は、新聞、ホームページ等により5月31日に実施し、入札参加資格審査申請書の受付は、6月3日から6月18日までの休日を除く12日間。

申請書提出者は3者で、資格審査の結果、全ての提出者が資格ありと認められました。

入札の執行は7月23日。

島影・近藤・みどり特定共同企業体、村井・三共・佐々木特定共同企業体、葵・岡田・工藤特定共同企業体の3者による一般競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は19億8,500万円、最低入札価格は19億8,000万円で、最低入札者であります本案の島影・近藤・みどり特定共同企業体と現在仮契約中であります。

続きまして、議案の14ページをお開きください。

議案第56号の本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、生涯学習センター建設強電設備工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、3億7,510万円（内消費税及び地方消費税額3,410万円）。
- 4、契約の相手方、尾藤電気・尾藤・双葉経常共同企業体、経常共同企業体構成員、代表者、標津郡中標津町東六条北1丁目1番地5、株式会社尾藤電気、代表取締役、尾藤哲夫、野付郡別海町西春別駅前栄町52番地、尾藤電設工事株式会社、代表取締役、尾藤是誉、根室市宝林町5丁目39番地4、双葉電気株式会社、代表取締役、滑川義幸。

次に、入札等の経過についてですが、公募期間は、6月3日から6月21日までの休日を除く15日間。

応募者数は4者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は7月23日。

北電・山田経常共同企業体、株式会社橋本電気商会、サンエス・加藤経常共同企業体、

尾藤電気・尾藤・双葉経常共同企業体の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は3億4,320万円、最低入札価格は3億4,100万円で、最低入札者であります本案の尾藤電気・尾藤・双葉経常共同企業体と現在仮契約中であります。

続きまして、議案の16ページをお開きください。

議案第57号の本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、生涯学習センター建設弱電設備工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、1億3,178万円（内消費税及び地方消費税額1,198万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海宮舞町197番地、株式会社橋本電気商会、代表取締役、橋本淳一。

次に、入札等の経過ですが、公募期間は、議案第56号の強電設備工事と同様、6月3日から6月21日までの休日を除く15日間。

応募者数も強電設備工事と同様の4者で、資格審査の結果、全ての応募者に資格があり、7月23日に入札を執行しております。

北電・山田経常共同企業体、株式会社橋本電気商会、サンエス・加藤経常共同企業体、尾藤電気・尾藤・双葉経常共同企業体の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1億1,992万円、最低入札価格は1億1,980万円で、最低入札者であります本案の株式会社橋本電気商会と現在仮契約中であります。

続きまして、議案の17ページにお進みください。

議案第58号の本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、生涯学習センター建設空気調和設備工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、4億1,800万円（内消費税及び地方消費税額3,800万円）。
- 4、契約の相手方、高橋・竹崎・協和経常共同企業体、経常共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町中春別西町6番地、株式会社高橋工業、代表取締役、高橋宗靖、野付郡別海町西春別駅前錦町200番地、株式会社竹崎工業、代表取締役、竹崎修一、野付郡別海町別海旭町131番地、協和建設工業株式会社、代表取締役、沖野康之。

次に、入札等の経過についてですが、公募期間は、6月3日から6月21日までの休日を除く15日間。

応募者数は2者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は7月23日。

畠沢ほっけん株式会社、高橋・竹崎・協和経常共同企業体の2者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は3億8,200万円、最低入札価格は3億8,000万円で、最低入札者であります本案の高橋・竹崎・協和経常共同企業体と現在仮契約中であります。

続きまして、議案の19ページをお開きください。

議案第59号の本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、生涯学習センター建設給排水衛生設備工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、8,129万円（内消費税及び地方消費税額739万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海緑町67番地の2、畠沢ほっけん株式会社、代表取締役、菅野晴康。

次に、入札等の経過についてですが、公募期間は、議案第58号の空気調和設備工事と同様、6月3日から6月21日までの休日を除く15日間。

応募者数も空気調和設備工事と同様の2者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められ、7月23日に入札を執行しております。

畠沢ほっけん株式会社、高橋・竹崎・協和経常共同企業体の2者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は7,400万円、最低入札価格は7,390万円で、最低入札者であります本案の畠沢ほっけん株式会社と現在仮契約中であります。

なお、議案第55号から議案第59号までの5件の工期につきましては、いずれも各工事、本契約の翌日から令和3年12月10日までを予定としております。

各工事の内容につきましては、議案資料のほうで御説明いたします。

議案資料の16ページをお開きください。

まず、建築主体工事から説明いたします。

工事の概要ですが、工事名は生涯学習センター建設建築主体工事。

構造は、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造3階建。

面積は、延べ床面積5,029.19平方メートル、建築面積3,342.79平方メートルです。

続いて、工事内容で、1階の主要諸室は、大ホール、舞台、ホワイエ、大・小のリハーサル室、大・小の控室、準備控室、シャワー室、大道具庫、ピアノ庫、荷捌き室、親子活動室、調理実習室、調理準備室、団体活動室、団体ロッカー室、事務室、給湯室、相談室、印刷室、更衣室、授乳室、男子トイレ、女子トイレ及び多目的トイレ各3カ所、幼児用トイレ、冷蔵保管庫、機械室、ゴミ庫、清掃員控室、そして11カ所の倉庫となります。

2階の主要諸室は、大ホールの2階席、会議室、親子鑑賞室、照明調整室、音響資材庫、ふれあいいいききサロン、和室、茶室、水屋、陶芸室、木工・美術室、サーバー室、給湯室、空調機械室、男子及び女子トイレ各2カ所、多目的トイレ、そして2カ所の倉庫となります。

3階の主要諸室は、空調機械室、排煙機械室、ピンスポット室です。

17ページをお開きください。

こちらは、建築場所、生涯学習センターの配置図となります。

そして、18ページから20ページまでは各階の平面図、21ページには、それぞれの方位から見た立面図を掲載しておりますが、各諸室の配置等の説明につきましては省略させていただきます。

続いて、資料の22ページをお開きください。

工事名は生涯学習センター建設強電設備工事です。

建築主体工事と同様であります構造面積につきましては、説明を省略いたします。

強電設備の工事内容は、施設全体に係る電灯設備、非常照明・誘導灯設備、コンセント設備、電灯分電盤設備、避雷針設備、幹線動力設備、受変電設備、発電機設備、構内配電線路設備、舞台照明設備となります。

23ページに1階の、24ページには2階の照明設備図を掲載しておりますが、1階図面右上の凡例に基づきまず設備配置等の説明につきましては省略させていただきます。

続いて、資料の25ページをお開きください。

工事名は生涯学習センター建設弱電設備工事です。

弱電設備工事の内容は、施設全体に係る構内交換・情報通信網設備、テレビ共聴設備、拡声・インターホン・誘導支援設備、監視カメラ設備、電気時計設備、自動火災報知設備、構内通信線路設備、舞台音響設備となります。

26ページに1階の、27ページには2階の、そして28ページには3階の拡声設備に係る図面を掲載しておりますが、1階図面左下の凡例に基づきまず設備配置等の説明につきましては省略させていただきます。

続いて、資料の29ページをお開きください。

工事名は生涯学習センター建設空気調和設備工事です。

空気調和設備工事の内容は、暖冷房設備であります空気調和設備、床暖房設備、換気設備、排煙設備、オイルタンク設備、自動制御設備となります。

30ページから32ページには各階の空気調和設備に係る図面を掲載しておりますが、設備配置等の説明につきましては省略させていただきます。

続いて、資料の33ページをお開きください。

工事名は生涯学習センター建設給排水衛生設備工事です。

給排水設備の工事内容は、給排水設備、給湯設備、衛生器具設備、消火設備となります。

34ページには1階の、35ページには2階の給排水衛生設備図、そして、36ページには主なトイレ及び調理実習室に係る詳細図を掲載しておりますが、設備配置等の説明につきましては省略させていただきます。

以上で議案第55号から第59号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第55号から議案第59号までの5件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここでお諮りします。

日程第8 議案第55号から日程第12 議案第59号までの5件については、別海町議会会議規則等運用規程102及び107の規定に基づき一括討論・一括採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8 議案第55号から日程第12 議案第59号までの5件については、一括討論・一括採決することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号から議案第59号の5件は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど議案第53号で資料請求がありました件については、資料を配布いたしましたので御確認ください。

◎日程第13 議案第60号

○議長(西原 浩君) 日程第13 議案第60号工事請負契約の締結について(町道別海床丹港線舗装修繕工事)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(寺尾真太郎君) 議案第60号の内容説明をいたします。

議案の20ページをお開きください。

本案につきましても、工事請負契約の締結に当たり予定価格が5,000万円を超えることにより議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、町道別海床丹港線舗装修繕工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、6,996万円(内消費税及び地方消費税額636万円)。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役、高玉政行。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、5月31日から6月20日までの休日を除く15日間。

応募者数は4者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は7月23日。

株式会社さんわ、三友舗道株式会社、丸建道路株式会社札幌支店、高玉建設工業株式会社の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は6,410万円、最低入札価格は6,360万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から11月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料のほうで御説明いたします。

議案資料の37ページをお開きください。

工事の場所は、別海市街北側から床丹市街に向けて接続する計画路線中、赤色の実線で表示した2区間となります。

工事の概要ですが、赤色の太い実線で示します2区間の合計1,061.55メートルについて、車道の幅員5.5メートルで舗装の打ちかえ工事を行うものです。

資料の38ページには本工事の土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容につきましては説明を省略させていただきます。

以上で議案第60号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第60号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第61号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第61号工事請負契約の締結について（町道本別誘導線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第61号の内容説明をいたします。

議案の21ページをお開きください。

本案につきましても、工事請負契約の締結に当たり予定価格が5,000万円を超えるため議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、町道本別誘導線改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、7,040万円（内消費税及び地方消費税額640万円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海130番地の18、寺井建設株式会社、代表取締役、寺井範男。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、5月31日から6月20日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は7月23日。

角川建設株式会社、株式会社別海、寺井建設株式会社、高玉建設工業株式会社、島影建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は6,480万円、最低入札価格は6,400万円で、最低入札者であります本案の寺井建設株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年1月10日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の39ページをお開きください。

工事の場所は、西春別駅前市街の北側から主要道道中標津標茶線に接続する計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事の概要ですが、赤色の実線で示す460メートルの改良・舗装工事を車道幅員5.5メートルで行うものです。

資料40ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容につきましては説明を省略させていただきます。

以上で議案第61号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第61号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第62号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第62号工事請負契約の締結について（恩根内地区農道改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第62号の内容説明をいたします。

議案の22ページをお開きください。

本案につきましても、工事請負契約の締結に当たり予定価格が5,000万円を超えるため議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、恩根内地区農道改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、5,720万円（内消費税及び地方消費税額520万円）。

4、契約の相手方、島影・角川経常共同企業体、経常共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町別海99番地43、島影建設株式会社、代表取締役社長、島影輝雄、野付郡別海町西春別駅前錦町299番地1、角川建設株式会社、代表取締役、角川義捷。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、5月31日から6月20日までの休日を除く15日間。

応募者数は4者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は7月23日。

株式会社別海、寺井建設株式会社、高玉建設工業株式会社、島影・角川経常共同企業体の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は5,250万円、最低入札価格は5,200万円で、最低入札者であります本案の島影・角川経常共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から12月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の41ページをお開きください。

工事の場所は、図面右下の中西別市街から上春別市街に向かう一般道道中西別計根別線に接続する計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事の概要ですが、赤色の実線で示す360メートルの改良工事及び487メートルの舗装工事を車道幅員4.0メートルで行うものです。

資料42ページには本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容につきましては説明を省略させていただきます。

以上で議案第62号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第62号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第63号

○議長（西原 浩君） 日程第16 議案第63号工事請負契約の締結について（給食センター外構工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第63号の内容説明をいたします。

議案の23ページをお開きください。

本案につきましても、工事請負契約の締結に当たり予定価格が5,000万円を超えるため議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、給食センター外構工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、7,425万円（内消費税及び地方消費税額675万円）。

4、契約の相手方、別海・山下経常共同企業体、経常共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町中春別東町30番地、株式会社別海、代表取締役、篠田巖、野付郡別海町別海宮舞町101番地、山下建設株式会社、代表取締役社長、山下毅。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、5月31日から6月20日までの休日を除く15日間。

応募者数は4者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は7月23日。

角川建設株式会社、別海・山下経常共同企業体、寺井建設株式会社、島影建設株式会社の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は6,775万円、最低入札価格は6,750万円で、最低入札者であります本案の別海・山下経常共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から12月20日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の43ページをお開きください。

43ページは、工事箇所の案内図となっております。

続きまして、工事の概要につきましては、44ページの計画平面図で説明いたします。

44ページにお進みください。

工事の概要ですが、給食センター周辺及び国道との接合部分につきましてはアスファルト舗装。

そして、給食センター敷地の南側から西の町道に接合させる連絡道路を敷砂利で確保することとしています。

その他各施工分に係る法面は張り芝とし、また、図面東側には植樹帯を設けるものです。

45ページには、標準断面図を掲載しておりますけれども、詳細な内容につきましては説明を省略させていただきます。

以上で議案第63号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第63号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第64号

○議長（西原 浩君） 日程第17 議案第64号工事請負契約の締結について（給食センター厨房工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第64号の内容説明をいたします。

議案の24ページをお開きください。

本案につきましても、工事請負契約の締結に当たり予定価格が5,000万円を超えるため議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、給食センター厨房工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、3億4,100万円（内消費税及び地方消費税額3,100万円）。

4、契約の相手方、島影・みどり経常共同企業体、経常共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町別海町別海99番地43、島影建設株式会社、代表取締役社長、島影輝雄、野付郡別海町西春別駅前西町46番地、みどり建工株式会社、代表取締役、庄司豊。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、5月31日から6月20日までの休日を除く15日間。

応募者数は3者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は7月23日。

株式会社三共工務店、近藤建設株式会社、島影・みどり経常共同企業体の3者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は3億1,100万円、最低入札価格は3億1,000万円で、最低入札者であります本案の島影・みどり経常共同企業体と現在仮契

約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から翌年1月10日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の46ページをお開きください。

工事の概要ですが、工事名は給食センター厨房工事。

工事の内容は、厨房機器の設置ですが、各諸室の主要機器等につきまして、検収エリアは、デジタル台秤、ピーラー、検食用冷蔵庫、器具消毒保管機、新油・廃油タンクなど、下処理室は、プレハブ冷蔵庫、パススルー冷蔵庫、器具消毒保管機など、調理室は、マイコンスライサー、高速度ミキサー、回転蒸気釜、スチームコンベクションオーブン、電気連続フライヤー、パススルー真空冷却機、検食用冷凍庫、カートイン消毒保管機、器具消毒保管機など、配送室は、カートイン消毒保管機、牛乳保冷库、蓄冷材凍結庫など、洗浄エリアは、スプーン洗浄機付浸漬装置、システム食器洗浄機、食器洗浄機、食缶類洗浄機など、準備室1と2には、それぞれ衣類殺菌保管機、シューズ殺菌保管機、小型消毒保管機など、試作室は、家庭用冷蔵庫、オーブンレンジ、IHコンロなどとするものです。

47ページをお開きください。

こちらは、付近の見取図です。

工事の場所は、別海町別海118番地9になります。

48ページには参考資料といたしまして、各諸室エリアを示した機器設置図を掲載しております。

以上で議案第64号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第64号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第65号

○議長（西原 浩君） 日程第18 議案第65号工事請負契約の締結について（野付小学校屋内体育館外改修建築主体工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第65号の内容説明をいたします。

議案の25ページをお開きください。

本案につきましても、工事請負契約の締結に当たり予定価格が5,000万円を超えるため議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、野付小学校屋内体育館外改修建築主体工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、7,260万円（内消費税及び地方消費税額660万円）。

4、契約の相手方、三共・岡田経常共同企業体、経常共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町西春別99番地の48、株式会社三共工務店、代表取締役、森田雅浩、野付郡別海町西春別宮園町11番地、株式会社岡田工務店、代表取締役、岡田啓。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、5月31日から6月20日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は7月23日。

三共・岡田経常共同企業体、近藤建設株式会社、島影建設株式会社、株式会社佐々木建設工業、みどり建工株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は6,650万円、最低入札価格は6,600万円で、最低入札者であります本案の三共・岡田経常共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年1月30日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の49ページをお開きください。

工事の概要ですが、工事名は野付小学校屋内体育館外改修建築主体工事。

屋内体育館等の構造は、鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造平屋建。

延べ床面積は822.50平方メートル。

建築面積は874.60平方メートルです。

主な工事内容ですが、屋内体育館外部の屋根は、カラーガルバリウム鋼板葺替え。

屋上は、ウレタン防水トップコートの改修、外壁は、カラーガルバリウム鋼板への張替えと一部塗装改修。

軒天は、軒天ボードの張替え、その他スチールドア塗装改修。

屋内体育館内部の床は、既設フローリング研磨塗装改修、一部の床は防塵塗装改修、内壁は塗装改修、建具は撤去新設ですが、一部塗装改修。

男・女トイレは、床・壁・天井の仕上げ材の改修とトイレブースの撤去、新設。

続いて、校舎の外部は、玄関ポーチにおいてゴムチップタイルへの改修、水飲み場及び建具ともに既設部分の改修。

校舎の内部は、内壁の部分改修と既設建具の改修を行うものです。

50ページにお進みください。

こちらは、付近の見取図です。

工事の場所は、尾岱沼潮見町217番地になります。

参考資料として、51ページには屋内体育館の改修平面図、52ページと53ページに

は校舎部分改修に係ります1階及び2階の平面図、54ページには主たる改修工事となります屋内体育館のそれぞれの方位から見た立面図を掲載しております。

以上で議案第65号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第65号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（西原 浩君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回別海町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時38分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 本臨時会に提出をいたしました全ての議案につきまして、慎重審議をいただき、御決定を賜りまして心より御礼を申し上げます。

ありがとうございます。

閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

ことは、割とイベントの天気が大変よいときが続いておりまして、今後、9月議会過ぎまで考えられる大きなイベントとしては産業祭があり、そしてパイロットマラソンがございます。

パイロットマラソンは、昨年40回なのですけれども、悪天候で中止をいたしましたけれども、今現在は7月いっぱい申し込み期間なんですけれども、1,024人の申し込みということで、一昨年より153名少ない状況でございます、昨年の中止がちょっと響いたのかなというようなことで今募集期間を若干延長しようというようなことで考えているところでございます。

また、9月議会までの間での催し物でございますけれども、8月3日、今週の土曜日ですけれども、観光協会の主催であります地元食材を活用しました料理を提供する別海マルシェという催し物が、役場前の駐車場で開催されます。

いつもは、ぷらとの前の広場で開催したんですけれども、生涯学習センターの工事にかかるというようなことで、役場の駐車場を利用するということに変更いたしました。

また、これは、日中行われまして、夜は、商工会等による実行委員会主催のビールパーティ「ビアカラ」が、同じ役場前の駐車場で開催する予定でございます。

先週行われました商工青年夏祭りも大変多くの方々に来ていただきましたし、本当にイベントに際して天気がよいということは人出が大変多くなるのだなと思っております。

ことしもぜひこの後控えております各種イベントも天候に恵まれることを期待しているところでございます。

議員の皆様方もぜひ8月3日にお体が空いておりましたら、役場前の駐車場で別海マルシェ、並びにビールパーティー「ビアカラ」に御出席いただければと、そんなふうに願っております。

今回、工事請負の契約を御承認いただきましたけれども、これから秋にかけて、本当に農業も水産業も、そして、建設業、いずれの産業も一番活動のピークを迎える時期に入りました。

労働災害の安全には、どの業種においても十分な注意が必要であるというふうに考えております。

町におきましても関係機関と協力の上、事故防止の啓発にしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますけれども、議員の皆様におかれましても、日頃から啓発活動に御協力いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の臨時会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

9月議会まで、この後、きょうは内閣府の佐藤副大臣が北方展望塔視察に行きますし、来月に入りましたら、すぐ新しい北海道知事・鈴木知事が管内に来まして、首長方との意見交換会等がありまして、お客様がたくさん来る時期になりましたけれども、しっかりと別海町の現状、課題をそういった方々に訴えて、知ってもらおうということで努力していかねばならないと考えております。

また、根室管内の期成会の運動も、来週行く札幌、東京へ管内5つの自治体の首長方と一緒に出かける予定でございます。

しっかりとうちの現状を訴えていくことが必要だと思っておりますので、議員の皆様方の御理解をよろしくお願ひ申し上げます。

臨時議会大変ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で終わります。

皆様、大変御苦労さまでした。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員